

第7期 第15回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年10月6日（金） 午前9時30分～
2. 開催場所 東温市役所 4階 大会議室
3. 出席委員（16人）
4. 欠席委員（2人）
5. 議事録署名人の指名について（2人）
6. 議案日程
 - 議案第54号 農地法第3条の許可申請について (5件)
 - 議案第55号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について (2件)
 - 議案第56号 農用地利用集積計画に係る意見について (1件)
7. 農業委員会事務局職員（3人）

8. 会議の概要

○事務局長

皆さん、おはようございます。ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。それでは、本日の会議に先立ちまして、委員の皆様の出席状況をご報告いたします。只今の委員の出席は18名中16名、4番 ○○ ○○ 委員さんと10番 ○○ ○○ 委員の2名より欠席のご連絡をいただいております。出席委員が過半数に達しておりますので、本会議が成立していることをご報告いたします。なお、本日、推進委員等の傍聴者はございません。それでは○○会長、開会をお願いします。

○議長（会長）

皆さん、おはようございます。稲刈も大分進んでまいりまして、水稻の作況について、良かったやら、悪かったやらと話を聞き及んでいます。さて、新型コロナウイルスの大変な時期を過ごしてきた訳ですが、ここに来てやっと下火になって来たのではないかと思います。出来るだけこのまま落ち着いて貰って、日常の生活が出来るようになれば良いなと思っております。農業の関係では、国の来年度の予算編成の最中でして、緑戦略や集落営農の支援といった施策への取り組みに向けて話が進んでいくようです。選挙もありますが、現在の路線が概ね継続されるのではないかと考えているところです。

それでは、只今から第15回農業委員会を開会いたします。本日の議案は、8件ですが、よろしくご審議をお願いしたと思います。

本日の議事録署名人ですが、16番 ○○委員さん、17番 ○○委員さん、よろしくお願いします。

つづきまして、早速ですが、議案審議に入りたいと思います。議案第54号、農地法第3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。なお、1番及び2番の案件につきましては、借受人・譲受人が同じですので、一括して審議をお願いします。

○事務局

議案第54号、農地法第3条の許可申請についてご説明します。1番 貸付人 松山市○○番地○○ ○○ ○○さん。借受人 松山市○○番○○ ○○ ○○さん。土地は、○○番○○、田、703㎡、同所同字○○番○○、田、206㎡、同所同字○○番○○、田、○○、○○㎡、合計3筆で、合計面積は2,057㎡です。借受人の耕作等の状況について申し上げます。権利内容は、使用貸借権設定3年です。作付作物は、シキビです。主な農機具の保有状況は、草刈機、動力噴霧器、トラクター、軽トラックをリース予定です。労働力は本人と妻の常時2人及び妻の母、親戚2人の臨時3人です。耕作面積はありません。周辺農業経営への影響につきましては、特に支障なしで、農地法第3条第2項各号の不許可要件ですが、1から7までのいずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

つづきまして、2番 譲渡人 松山市○○番地 ○○ ○○さん。譲受人 松山市○○番○○ ○○ ○○さん。土地は、○○番○○、田、1,736㎡、同所字○○番○○、田、521㎡、合計2筆で、合計面積は2,257㎡です。権利内容は、売買です。以下1番と同じですので、省略させていただきます。○○さんにつきましては、東温市にお

いて新規就農ですので、お手元の別紙1をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認するため、8月31日と9月22日に〇〇委員、〇〇委員さんにご同席いただきまして、面接を実施しております。それでは、農地法第3条第2項各号の該当の有無について説明をさせていただきます。まず第1号の「全部効率利用要件」ですが、確認結果といたしまして、農作業歴5年、農業技術修学歴5年。シキビの栽培については、JA・親戚より教わりながら行う。なお、〇〇の土地については、3年の使用貸借期間が終了した後も、更新する話が所有者と出来ている。3年程度経つ頃には、出荷も可能になるものと考えており、JAや産直市に出荷する。主要農機具は、草刈り機、動力噴霧器、トラクターを所有しており、親戚より軽トラックを譲り受ける予定であるとのことです。

第2号「農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止」ですが、該当ありません。第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号「農作業常時従事要件」ですが、本人と妻の常時2人と、妻の母及び親戚2人の臨時3人の兼業で行います。第5号、「下限面積制限」ですが、4,314㎡を取得見込でありますので、要件を満たしております。続きまして第6号「所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止」ですが、該当ありません。第7号「地域との調和要件」ですが、農薬の散布等について、周辺農地に支障が出ないように配慮する。また、農道、水路等の維持管理作業に積極的に参加するとのこと。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員からご説明をお願いします。

○委員 〇〇委員

場所は、4ページをご覧ください。〇〇の南側、国道の南側に当たるところです。ここは、以前水稻を作っておられましたが、水稻は作りにくいということで、2、3年そのままになっていたようです。そこで、〇〇さんがこの土地を借り受けたという話があがったようです。新規就農であり、兼業でシキビを栽培するとのことですが、親戚の方がシキビをつくっておられるようで、栽培を指導していただくという形で農業を始めそうです。使用貸借も3年間で出ておりますが、更新ということも地権者の方とちゃんと話が出来ているということで、ずっと続けていって大体3年くらいで商品として出せば良いと考えており、しっかりと農業をやっていききたいとのことでした。

妻の母がもう退職されるということで、この方に今後は農業経営を手伝って頂ける。それから、周辺環境への配慮もきちんとやってくださるということです。以上でございます。ご審議をよろしくお願いします。

○議長（会長）

2番目の件につきましては、〇〇委員からご説明をお願いします。

○委員 ○○委員

新規就農の○○さんについては、○○委員さんから説明のあったとおりです。○○（地区名）の土地は、5ページの地図をご覧ください。○○池のすぐそばにある1筆と、下の段にある三角形の田の2筆です。ここは、○○さんが所有をしておりますが、現在手が届かず、耕作放棄地のような状態になっておりますので、今回売買で若い方がシキビを栽培されるということで、耕作放棄の防止にもなるし、環境にも良いのではないかと思います。以上でございます。ご審議をよろしくお願いします。

○議長（会長）

それでは、皆さんの質疑、ご意見がありましたらお伺いしたいと思います。何かご意見はございませんか。

○委員 ○○委員

ちょっと構いませんか。シキビというのは、昼と夜との気温差が7度以上あつてはじめて、市販できるような青い葉になるそうです。それで、1番の農地については、水稻をつくっておられたそうですが、平たん部で果たしてシキビが出来るものなのか。その辺りはご承知のこととは思いますが、十分検討して欲しい。それから、シキビは出来るまでに大体3年、商品として出せるまでは5年かかると言われています。ですから、契約の更新も当然必要になってくるのではないかと、その辺りを検討して欲しいと思います。

○議長（会長）

事務局を通じまして、本人にも十分伝えるようにします。それともう一つ、私が気になるのは、青年就農給付金の交付を受けられるのですか？

○事務局

兼業になりますので、青年就農給付金は受けられません。

○議長（会長）

確かに、○○委員さんの指摘された部分は、懸念されることではありますが、それも本人の頑張りようで、排水対策や消毒などしっかりとやっていただければ栽培は可能ではないかと思っております。他に質疑、ご意見がありましたらお伺いしたいと思います。何かご意見はございませんか。

（意見・質問なし）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、3番目の案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局

3 番 譲渡人 東京都〇〇番〇〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇〇、田、305㎡、同所同字〇〇番、田、310㎡です。合計2筆で、615㎡です。権利内容は贈与です。作付作物は、水稻です。主な農機具の保有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラックです。労働力は本人、妻、父、母の常時4人です。耕作面積は25,537㎡です。周辺農業経営への影響につきましては、特に支障なしで、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんより説明をお願いします。

○委員 〇〇 委員

地図は、6ページをご覧ください。丸で囲っているところに〇〇さん（譲受人）宅がありまして、その前のところに〇〇さん（譲渡人）が昔に家を建てて、周りに田んぼを保有しておりましたが、〇〇さん自身（譲渡人）は農業をあまりしたことがなく、〇〇さん（譲渡人）の親の代から〇〇さん（譲受人）に管理をお願いしておったんですが、最近になって農地を売りたいという話になり、買い手が付かずに、〇〇さん（譲受人）に贈与するという事になったそうです。家の方も売りに出しているそうですが、現在のところ売れていないそうです。以上です。ご審議をよろしくお願いします。

○議長（会長）

皆さんの方から何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、4番目の案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局

4 番 譲渡人 東温市〇〇番地 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇〇、畑、202㎡、同所同字〇〇番〇〇、田、405㎡で、合計2筆で、607㎡です。権利内容は売買です。作付作物は、水稻、季節野菜です。主な農機具の保有状況は、耕うん機、コンバイン、田植機、草刈機、軽トラックです。労働力は本人、妻の常時2人です。耕作面積は16,583㎡です。周辺農業経営への影響につきましては、特に支障なしで、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんより説明をお願いします。

○委員 ○○ 委員

地図は、7 ページをご覧ください。畑と田んぼが続きである訳ですが、○○さん（譲受人）のお家の進入路の脇にある土地です。○○さん（譲渡人）は、年齢は○○歳ですが、このところ体調が優れないということで、他にも田をお持ちですけれども、人に貸して作ってもらっておりまして、今回の土地につきましては、猪の獣害があつて、他に誰も借り手がいないことから、○○さん（譲受人）と売買の話がついたということです。○○さんの進入路にある農地ですから、○○さんが管理をするということに決まったようです。以上です。ご審議をよろしくお願いします。

○議長（会長）

只今、○○委員さんのほうから説明をいただきましたが、皆さんの方から何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、5 番目の案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局

5 番 譲渡人 奈良県○○番地○○ ○○ ○○さん。譲受人は、東温市○○番地○○ ○○ ○○さん。土地は、○○番○○、田、5 4 6 m²です。権利内容は、売買です。作付作物は水稻です。主な農機具の保有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、耕うん機、乾燥機です。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は7, 0 2 9 m²です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さんよりご説明をお願いします。

○委員 ○○ 委員

○○さん（譲渡人）は、もと○○（申請地辺りの地区名）に住んでおられまして、旧姓は○○で、昭和30年代に奈良県に嫁がれました。○○さん（譲受人）は、○○さん（譲渡人）の親戚に当たるようで、○○さん（譲受人）のお父さんの代から○○さん（譲受人）が耕作をしてきております。今回、○○さん（譲渡人）が○○歳とご高齢になられて、お世話になった○○さん（譲受人）にこの土地をしたいということで、今回の申請に至ったそうです。○○さん（譲受人）のお父さんの代から60年あまりに亘って耕作しており、周辺農地への影響は特にないものと考えております。参考までに8ページの地図を開けていただきますと、この農地と○○さん（譲受人）の家とは近接しており、長年に亘って管理をしてきております。ご審議をよろしくお願いします。以上です。

○議長（会長）

只今、〇〇委員のほうからご意見をいただきましたが、皆さんの方から何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。

続きまして、議案第 5 5 号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、議題とします。それでは、6 番について事務局より説明願います。

○事務局

議案第 5 5 号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について説明させていただきます。今回の案件は農用地区域からの除外です。6 番 所有者、申出者とも 東温市〇〇番地 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇〇、田、3 2 1 m²です。都市計画区域は市街化調整区域です。農地区分は第 1 種農地ということで、おおむね 1 0 h a 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地という理由から、第 1 種農地として判断されます。転用目的は、農業用施設です。開発許可は不要で、転用許可は必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員より説明をお願いします。

○委員 〇〇委員

場所は、9 ページをご覧ください。〇〇さんのお宅とその隣の倉庫、その間にある農地です。現在使っている倉庫はあるものの、手狭になったということで、農機具などの保管に困っており、今回、新たに農業用倉庫を建築するために除外の申請がありました。ご審議をよろしくお願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員のほうからご意見をいただきましたが、皆さんの方から何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、7 番の案件について事務局より説明願います。

○事務局

7 番 所有者 東温市〇〇番地 〇〇 〇〇さん、申出者 松山市〇〇番地 〇〇 〇〇、 〇〇 〇〇さん、東温市〇〇番地 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇〇、田、7 1 5 m²のうち 3 3 2 m²です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第 2 種農地

ということで、他のいずれの基準にも該当しない農地という理由から第2種農地と判断されます。転用目的は農家住宅です。開発許可は不要。転用許可は必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇 委員さんより説明をお願いします。

○委員 〇〇 委員

所有者の〇〇 〇〇さんと申出者の〇〇 〇〇さんとは、親子の関係になります。〇〇さん（申出者）がご主人と相談して、両親の住家の近くに家建てて、農業を手伝いたいということで話がまとまったようです。現在は〇〇さん（申出者）が近くに住んでおり、週末には、ご主人さんが農業を手伝っておりましたが、この際、平日も毎日農業を手伝いたいということで農家住宅を建てるという申請に至ったようです。ご審議をよろしくお願いします。

○議長（会長）

皆様から何かご意見などございますでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続いて、議案第56号、農用地利用集積計画書について、議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第56号、農用地利用集積計画書について、ご説明いたします。

お手元にお配りしております。農用地利用集積計画書をご覧ください。令和3年度第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるものです。概要についてご説明いたします。1ページおめくり下さい。

今回は11月1日開始分です。申し出件数は71件、面積は143,673㎡。その内、期間借地は16件、面積は33,513㎡となっています。貸し手は62名、借り手は47名です。期間は、1年から20年となっています。中でも5年契約が38件で、最も多くなっています。作物別設定面積で米以外8種となっております。米10aあたりの賃借料については、今回、現金での最高値12,000円、最安値5,000円です。現物では、最高60kg、最低21kgとなっております。米以外については、現金での最高値88,066円（いちご）、現物では76kg（果樹）であります。

地目別は、田 143,576㎡、畑 97㎡です。次のページから期間別、地目別の面積等が記載しております。なお、新規設定と再設定の別では、新規設定が50,119㎡で、再設定が93,457㎡であります。

なお、昨年度の第3号、令和2年11月1日開始分と比べると、申出件数は27件、

面積は61,716㎡増えており、大幅に増加しております。期間借地の申出件数は9件増えており、面積も24,234㎡増えております。また、賃借料について、現金の最高値は3,164円増えておりますが、最安値は2,794円減少しています。

現物の最高値については30kg減少し、最低値も5kg減少となりました。

昨年度と比べると、件数・面積とも増加傾向にあります。賃借料については減少傾向にあるのではないかと考えられます。

以上が概要でございますが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の東温市が定めております農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合していると考えますので、ご承認よろしく申し上げます。

○議長（会長）

只今、事務局の方から説明がありましたら、皆さんの方から、何かご意見、ご質問等がございますか。

○委員 ○○ 委員

利用権設定の対象となる農用地の貸し手の方は、その土地の相続をされていないといけないのでしょうか。貸し手の方が地権者になっていないといけないのか。

○事務局

貸手の方は、基本的には土地所有者の方になりますが、相続がされていない土地につきましては、未相続土地についての管理の権原を有する方を一人選任して頂きまして、その方が貸し手の代表となっております。共有の場合は、所有権の過半を有する者が、同意したところ、借り手として契約することができるようになっております。

○議長（会長）

他にございませんか。利用権設定の根拠法になっている農業経営基盤強化促進法ですが、この法律についても来年度は変わってくるようです。中間管理機構を主眼に置いて農水省は政策を進めていこうとしておりますので、この辺り変わってくるのではないかと考えております。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。

それでは、本日の議案審議については、8件、これで全て終了しました。農業委員の活動につきましては、先般の農地の調査から始まって、新規就農者の面談であるとか、現地の確認であるとか、皆さんには大変お世話になっております。農業委員の仕事があまりにも多くなりましたら、交付金の活用についても考えないといけないと考えていますので、是非活発に活動を行っていただければと考えております。

以上で第15回農業委員会を閉会いたします。次回の農業委員会は11月10日水曜

日に川内公民館 2 階第 1 会議室で行います。秋とはいえ、まだまだ日中は暑い日が続きますので、お身体にお気を付けください。本日は熱心なご審議ありがとうございました。